

社会福祉法人 みねやま福祉会
指定訪問介護、第一号訪問事業運営規程

変更後

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人みねやま福祉会が開設する指定訪問介護事業所及び第一号訪問事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び第一号訪問の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問介護及び第一号訪問事業（以下「訪問介護等」）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 総合老人福祉施設はごろも苑
- 二 所在地 京都府京丹後市峰山町長岡2093番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、職務内容は次のとおりとし、員数は別表1に掲げるとおりとする。

一 管理者

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、個別サービス計画の作成等を行う。

三 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。

四 事務員

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営 業 日 毎日とする。
- 二 営業時間 午前7時から午後10時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護等の内容は次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割（一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割）の額とする。

一 身体介護に関すること

- ア 入浴の介護
- イ 排泄の介護
- ウ 食事の介護
- エ 身体の清拭、洗髪
- オ 衣類の着脱
- カ 通院等の介助その他必要な身体介護

二 家事に関すること

- ア 調理（配膳、片付けを含む）
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理、整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

三 相談、助言に関すること

- ア 生活、身上、介護に関する相談、助言
- イ 住宅改良に関する相談、助言
- ウ その他必要な相談、助言

2 要介護者等の希望に基づき、次の各号に該当するサービスを提供した場合は、別に別表2に掲げる利用料金の支払を受ける。

- 一 第9条の通常の事業の実施地域を越えて訪問介護等を行う場合に要する交通費
- 二 サービス実施記録の複写物の交付費用

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

4 利用料の支払いは、現金又は口座振込又は口座振替により、指定期日までに受ける。

(個別サービス計画の作成等)

第7条 サービス提供責任者は、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別にサービス計画を作成する。また、すでにケアプランが作成されている場合は、その内容に沿った個別サービス計画を作成する。

2 個別サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 要介護者等に対し、個別サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じ

たときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、京丹後市峰山町と京丹後市大宮町とする。

(秘密保持)

第10条 事業所の従業者は、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た要介護者等又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(利用者の人権擁護 虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(その他サービス利用についての留意事項)

第12条 利用者の希望により訪問介護等サービスを中止する時は、利用予定の前日17時までに申し出ること。前日17時までに申し出がない場合や利用者が不在の場合、取消料として基本料金の1割を徴収することがある。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1か月以内

二 継続研修 関連機関等が実施する研修会等

2 会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日の会計期間とする。

3 運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制、その他のサービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

4 設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。又、利用者に対する訪問介護等の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から10ヶ年保存しなければならない。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人みねやま福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則	この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から改正する。
附 則	この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正する。

別表 1（第 4 条関係）

職員の職種と員数

職 種		員数	備 考
1	管理者	1 名	兼務
2	サービス提供責任者	2 名	兼務
3	訪問介護員等	7 名以上	
	介護福祉士	3 名以上	
	2 級課程修了者	4 名以上	
4	事務員	1 名	兼務

別表 2（第 6 条関係）

訪問介護等の利用料

1	通常の事業の実施 地域以外の交通費	京丹後市網野町	1, 0 0 0 円
		京丹後市久美浜町	1, 5 0 0 円
		京丹後市弥栄町	5 0 0 円
		京丹後市丹後町	1, 5 0 0 円
		与謝野町	1, 5 0 0 円
		伊根町	2, 0 0 0 円
		宮津市	2, 0 0 0 円
2	サービス実 施記録の複 写物の交付 費用	1 枚につき 2 0 円	